

特集 みんなで取組む鳥獣被害対策

なぜ鳥獣被害が増えるのか？

～エサがある、安心できる場所があるからです～



クマの出没が増えています

市内でのクマの目撃件数は増加傾向にあります。

特に ・親離れした若いクマが行動範囲を広げる初夏～夏
・冬眠前に食べ物を探す秋

に人里付近で目撃が増える傾向があります

クマは本来、警戒心の強い動物です。しかし、人里に「食べ物」や「隠れやすい場所」があると、安全でエサが得られる場所として覚えてしまいます。

人里に慣れたクマは繰り返し集落周辺に現れるようになり、農作物被害だけでなく、私たちの日常生活の危険にもつながります。

人里に“寄せつけない”ことが被害防止の第一歩です！



①寄せつけない環境づくりを

○誰も食べない実をなくそう

⇒きちんと実を収穫する・収穫しやすい木にする・伐採する

○放任果樹について家族や地域で話し合いを

放任果樹＝「誰も実を収穫しない果樹」はクマをはじめ、野生動物のごちそうです。

動物のエサになっているだけの果樹がある場合は、伐採することも検討しましょう。

思い当たる果樹があれば、この機会に今後どのようにしていくのか考えてみてください。



②クマによる被害を防ぐために

- 音を鳴らして人間の存在を知らせる
- クマの行動が活発な朝夕の単独行動を避ける
- 子どもの登下校はできるだけ複数で行う
- クマを見かけても、走って逃げない、大声を出さない
- 子グマには近寄らない（近くに親がいるため）



③それでも出会ってしまったら・・・

○クマとの距離が遠い場合：クマから目を離さずにゆっくり後ずさりする

○クマとの距離が近く、逃げられない場合：防御姿勢をとって急所を守る

クマスプレーを持っていればクマの目・鼻・口を狙って噴射する！



▲クマスプレーの使い方
(日本クマネットワーク YouTube)



▲クマの被害にあわないために
(島根県 HP)



▲ 防御姿勢；首とおなかを守る



益田市ではクマのほか、ニホンザルやアライグマなどさまざまな野生動物による被害や目撃情報が増えており、対策が必要です。

鳥獣被害が起こる仕組みはシンプルです

動物にとって「①エサがある」「②安全である」①と②がそろくと、人里に出てきて被害が発生します。

～人里にあるエサや隠れやすい場所（知らないうちにエサ場・隠れ場所に…）～

農作物

美味しい、一カ所でたくさん食べられる



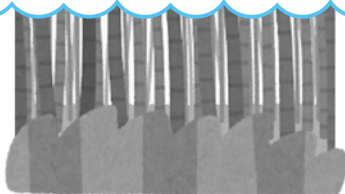
放任果樹・くず野菜・二番穂・生ごみなど

気づかぬうちにエサになっている



山とつながっている、隠れやすい

放置竹林・やぶ・
耕作放棄地・空き家など



人里のエサを食べた野生動物は…

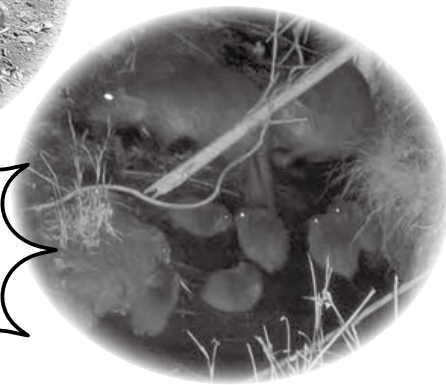
集落に執着する



人に慣れる



数が増えやすくなる
(栄養豊富、繁殖力向上、
死亡率低下)



鳥獣被害は、農作物被害だけでなく日常生活の安全にも直結する問題です。出没や被害がエスカレートする前に対策をとることが重要ですが、行政対応だけでは限界があるため、地域ごとの取組が必要不可欠です。

被害対策の3本柱

組み合わせて取組むことで、効果を高めることができます。

①寄せつけない



エサ・隠れ場所を減らす

早めの収穫や、やぶの刈り払いにより、人里に出てくる目的を減らす

②守る



防護柵を設置する

農地への侵入を防ぎ、農作物を被害から守る

③捕獲する

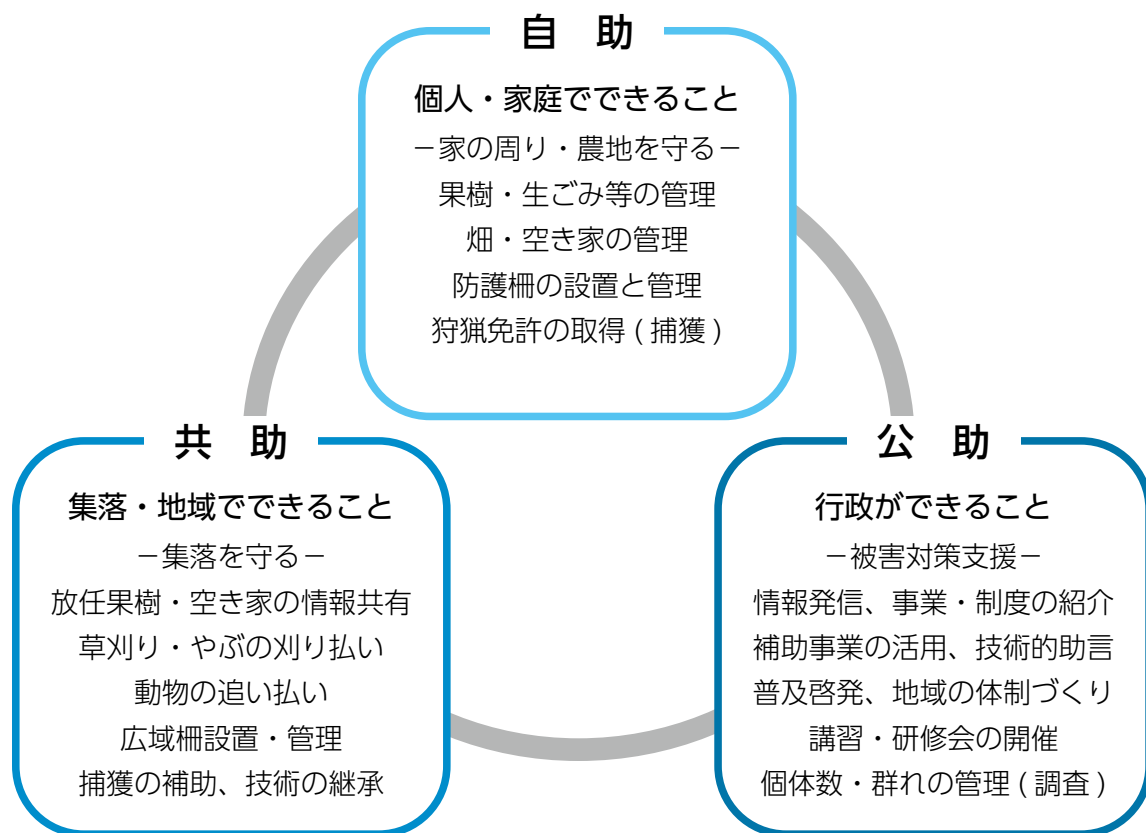


被害を起こす個体を捕まえる

被害の発生や拡大を防ぐことにつながる

どれか一つが欠けるだけで被害は発生してしまい、どれだけ頑張っても対策は進みません。
3つの対策を合わせて行うことが重要です。

～被害対策の役割分担 自助・共助・公助の役割～



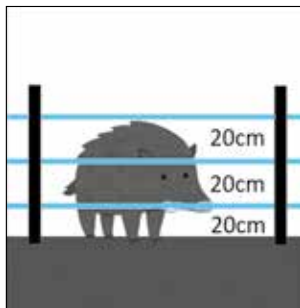
被害を減らすカギは「エサや隠れ場所をなくすこと」
地域全体で取組みましょう

鳥獣から農地を守るために

防護柵の設置ポイント

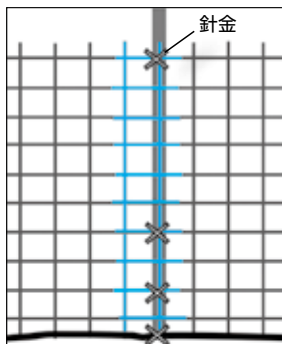
どんな柵でも、**四面すべてをぐるっと囲う・川や道路をまたがない**
柵の点検は**外側（動物が来る方向）**から

電気柵



- 動物に合わせた高さ
(イノシシ20cm×2段、クマ
20cm×3段、中型動物10cm
×4段)
- 24 時間通電
- 草を刈り、漏電を防ぐ

ワイヤーメッシュ柵



- 地際をしっかり固定
(すき間をつくらない)
- メッシュは 1 マス重ねる
- 支柱は柵の内側に
- 針金はたすき掛けで固定
- 草を刈り、点検しやすくする

詳しくは県 HP で
ご覧いただけます。



講習会・支援制度のご案内

●動物駆逐用煙火使用講習会

煙火は市販されているロケット花火などよりも大きな音が鳴り、動物を追い払う際に効果的ですが、使用には【煙火消費保安手帳】が必要です。年に一度講習を受けると煙火の使用や購入ができます。今年度は9月に市内5会場で開催予定です。新規取得者には一部補助があります。

●特定外来生物防除講習会

益田市内にも生息している特定外来生物のアライグマとヌートリアに限り、市が開催する【捕獲と安全に関する講習会】を受講すると、狩猟免許（わな免許）を持っていなくても捕獲ができるようになります。年に一度、更新講習を受ける必要があり、今年度は8月に市内3会場で開催予定です。

●狩猟免許の取得に関して

狩猟免許や捕獲許可なく野生動物を捕獲する行為は法律で禁止されています。

自分で捕獲しようと思ったら…狩猟免許試験を受け、わなや猟銃の免許を取得したうえで、狩猟期間以外にわなの設置など捕獲作業を行うには【鳥獣捕獲許可証】が必要です。免許取得に関する補助があります。

●農作物被害防止対策への支援

農作物被害を防ぐため、防護柵（ワイヤーメッシュ柵・電気柵等）の設置に対する補助を行なっています。被害が発生する前の対策が重要です。

●狩猟免許取得への支援

有害鳥獣の捕獲を担う人材を確保するため、わな猟免許や第一種・第二種銃猟免許の取得に係る費用の一部を補助しています。また、射撃技術向上に係る費用についても補助制度があります。

○その他、ご要望に応じて鳥獣に関する講習会（地域での勉強会、小中学校での出張授業、獣種別のものなどにも応じます）や被害対策に関する技術的な助言、支援制度の紹介など、お気軽にご相談ください。

鳥獣に関する相談・緊急時連絡先

目撃情報・被害相談等 → 平日 8:30～17:15 市農林水産課林業水産係 ☎ 31-0313
土・日・祝日 ☎ 31-0100（宿直から鳥獣担当へ伝達されます）

時間外・夜間緊急対応 → 益田警察署 ☎ 22-0110（警察から市役所担当へ伝達されます）

※ご相談はお気軽に、緊急時には迷わずご連絡ください。